

## 令和6年第4回袖ヶ浦市教育委員会臨時会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月27日(水) 午後2時55分開会  
午後3時25分閉会

- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 市民会館2階第一会議室

- 3 出席者

教育長	御園 朋夫	教育長職務代理者	中村 伸子
委員	高野 隆晃	委員	若林 洋子
委員	石井 正己		

- 4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 (教育総務課長)	高浦 正充
教育部参事 (学校教育課長)	前沢 幸雄	生涯学習課長	島田 宏之
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	市民会館長	大田 知司
学校教育課副参事	吉田 広乃	市民会館副参事	三沢 徹
生涯学習課班長	柳井 健	教育総務課総務庶務班長	君塚 和枝

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 今回会議録署名人の選出について

日程第2 議案

議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

- 議案第 3 号 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
- 議案第 4 号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

## 7 議 事

### 日程第 1 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

中村教育長職務代理者を指名します。

### 日程第 2 議案

- 議案第 1 号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 号 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 3 号 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

(教育長)

議案第 1 号から第 3 号については関連がありますので、3 議案まとめて事務局の説明を求めます。

(教育総務課長)

議案第 1 号、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正したいので、同規則第 5 条第 2 号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、令和 5 年 1 2 月議会で可決された袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則において所要の改正を行うものです。改正内容は、移管に関連し、表中の「市民会館」文言及び関連する号の削除、繰り上げを行うとともに、別表第 2 を改めるものです。

議案第 2 号、袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、議案第 1 号と同じになります。

議案第 3 号、袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は議案第 1 号及び第 2 号と同じになります。変更点ですが、第 2 条第 2 項「公民館の事業に関する事」を「公民館の事業の企画及び実施に関する事」と文言を改めます。理由として、公民館事業の企

画や実施などの実務については、交流センターの職員が担う部分であるためです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

先日の資料議案順番と違いがあります。順番が変わった理由は何ですか。

(教育総務課総務庶務班長)

1号と2号の行政組織規則と事務決裁規程だけの予定だったが、補助執行に関する規則の制定が追加になったため順番が変わりました。

(高野委員)

上程する時間帯が違ったということで、特に大きな意味はないということでしょうか。

(教育総務課総務庶務班長)

はい。

(石井委員)

公民館事業の管理と公民館事業の企画及び実施に関する事務の二つに明確に分けたと理解しましたが、どの部分が事業の企画や実施で、どの部分が管理なのかということを、一例で結構ですので、事業を挙げて示していただければと思います。

(市民会館長)

例えば、高齢者教室で65歳以上の高齢者を対象に、健康や年齢に相応した学習などを企画し、計画を立て講座を作ります。これが企画の部分です。これを実際に企画・実施をします。これは交流センター職員が実施することになるため、企画及び実施に関する事務になると思います。

館長については、実際に高齢者講習を実施する中で、実際の計画内容に沿って各回実施されているかどうかといった進行管理をすることが、館長の事業の監督管理となります。

(石井委員)

分かりました。

(高野委員)

実際のところは、規則上は分かれたが、今までどおり行なっていくということで宜しいのですよね。

(市民会館長)

今までの講座や教室に参加される方には、特に何も影響はありません。

市役所の組織上の問題で切り分けることになります。今までは館長から公民会館職員に指示を出して、公民館長が事業管理をしながら実際には担当の公民館職員が高齢者教室や青少年教室などの各講座の企画・実施をしていますが、今回組織が変わったことによりその部分の切り分けを明記しています。

(高野委員)

一般的な方々が見たときに、センター長兼公民館長という名前でこれから紹介されるということでしょうか。兼職なので、コミュニティセンター長兼公民館長としなければなかなか伝わらないと思います。

施設を借りる際はセンター長の所管になりますか。

(市民会館長)

施設の貸し出し等に関しては、市長名で許可証が出ますので、センター長の所管になるかと思います。ただ、高齢者教室や青少年教室、成人講座などは、あくまでも教育委員会の公民館事業として実施するものなので、どちらかというとなら館長の方が強いかなと思います。

(高野委員)

内輪では分かることですよ。

(市民会館長)

一般的には、交流センター所長兼公民館長となります。

(高野委員)

公民館長に慣れていて急にセンター長、公民館長が出てくると混乱しますので、そういう点を注意していただければと思います。

(石井委員)

教育委員会と市長部局の方で、どういう事務をだれが行うかについて混乱が生じないように、例えば、協定書を結ぶのも一つのやり方ですが、市長部局と話し合い、協議をしていただければと思います。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

議案第2号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

議案第3号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第4号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第4号について事務局の説明を求めます。

(市民会館長)

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の改正に伴い、条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

16ページ下から7行目、施設の管理について第7条から第23条までを削除し1条を第5条「この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。」と改めさせていただきます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

委任という表現については主語がなく、誰が定めるのか明記されていません。

(市民会館長)

以前は館長が定めると記載がありましたが、その書き方では館長決裁で全てが動いてしまいます。実際今は規則等に関して、部長まで決裁をあげているため、決裁に関する部分については『館長』部分を削除したものです。

通常では、条例の下にある施行規則で細かいところを定めております。交流センター施設の貸し出し等も交流センター条例があり、交流センター条例施行規則があります。公民館の条例施行規則の中で書かれていない部分等について取り決めをするという意味です。

(高野委員)

主語は特になく、内々で分かっているという解釈にしたということでしょうか

(教育部長)

誰が定めることになるか分からない部分を含めて、様々なことを想定して定めるという形です。様々な規則で規定しないもので定める場合に、そちらに委任事項として定めるという意味でこういった表現にしております。

(高野委員)

ありがとうございます。

(教育長)

議案第4号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第4号は賛成全員で原案どおり議決されました。

以上